

# レジオネラ症対策について

(施設系サービス・居住系サービス共通)

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
令和5年3月

# 1 主な指摘事項

## ■ 指摘事項、およびレジオネラ症発生施設等の状況

- 水質検査を必要な回数実施していない。（※水質検査については、循環式浴槽でなくても、貯湯槽が設置されていれば必要となる。）
  - 水質検査でレジオネラ菌の検出があったが、県に報告していない。
  - 残留塩素濃度が低い（0.4 mg/l未満）、もしくは高い（1.5～2.0 mg/l）  
※ 平成31年以前の基準が、0.2～0.4 mg/lであったため、過去の基準のまま管理している施設が多かった。
  - 貯湯槽の湯温が低い（50℃～58℃等）
  - 貯湯槽の清掃及び消毒をしたことがない
  - 集毛器の清掃を毎日行っていない
  - 衛生措置に関する点検結果が保管されていない
- ⇒ 貯湯槽の温度管理不備（60℃未満の湯）と不適切な清掃・消毒が招く生物膜（ぬめり）が、レジオネラ属菌を繁殖させます…。

## 2 レジオネラ症の対策

### ■ 循環式浴槽または貯湯槽を有する入浴施設の衛生措置の基準

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（令和元年12月17日改正）

「香川県特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する指導要綱」（平成21年2月16日改正）

#### • 水質検査の頻度

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ① 原水（温泉水等）を使用している     | － 年1回以上 |
| ② 塩素消毒をし、毎日完全換水している   | － 年1回以上 |
| ③ 塩素消毒をし、毎日完全換水をしていない | － 年2回以上 |
| ④ 塩素消毒をしていない          | － 年4回以上 |

上記の結果、水質基準に適合しないときは、直ちに県に報告する。

- 残留塩素濃度は通常 **0.4 mg/l**程度（**最大1.0 mg/l**を越えない範囲）
- 浴槽水は原則毎日完全に入れ替える。最低でも1週間に1回は完全に入れ替えること。
- 貯湯槽の湯温は60℃以上に保つ
- 貯湯槽は定期的に清掃及び消毒を行う
- 集毛器は毎日清掃する
- 衛生措置に関する点検結果は3年間保管する

### 3 令和2～4年度における発生事例より

#### ■ シャワー水からレジオネラ菌が検出された

レジオネラ症はレジオネラ菌を含むエアロゾルを吸い込むことで発症するため、**エアロゾルが多く発生するシャワーの管理が重要**。

#### 【対策】

- シャワー内部に水が停滞しないように、内部の水が置き換わるように通水する（1回/週）。
- シャワーヘッドとホースを点検する（1回/6か月）。
- 内部の汚れとスケール（水に溶け込んだカルシウム等が固まったもの）を洗浄・消毒する（1回/年）。
- 長い年数を経過して汚れが落ちにくくなったシャワーヘッド、ホースを交換する。
- 定期的にレジオネラ属菌の検査を実施する。

### 3 令和2～4年度における発生事例より

#### ■ 循環式浴槽のろ過器の取扱い

##### 【対策】

- ろ過器は1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを排出し、ろ過器及び循環配管に生じる生物膜を消毒・除去する
- ろ過器の前の集毛器は毎日清掃する
- ろ過器について、逆洗浄のできないカートリッジ式を使用している場合は、交換頻度を多くする
- 逆洗浄に対応したろ過器の導入を検討する

※ ろ過器には砂式、珪藻土式、カートリッジ式があるが、カートリッジ式は捕捉した汚濁物質を定期的に除去できないため、浴槽用のろ過器としては好ましくありません。